

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

資料番号	44-8	担当課	消防防災安全課		
法令名	火薬類取締法	根拠条項	法第28条第1項	許認可等の内容	危害予防規程の認可及び変更の認可
<p>○火薬類取締法 (危害予防規程)</p> <p>第二十八条 製造業者は、災害の発生を防止するため、保安の確保のための組織及び方法その他経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するとき(第十条第一項ただし書の軽微な変更の工事に伴い必要となる場合を除く。)も同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 経済産業大臣は、危害予防規程が、第七条第一号及び第二号の技術上の基準に適合していないときその他災害の発生を防止に適当でないと認めるときは、第一項の認可をしてはならない。</p> <p>4、5 (略)</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第七条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第三条又は第五条の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第三条の許可の申請については左の各号に適合し、第五条の許可の申請については第三号及び第四号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一 製造施設の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>二 製造の方法が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>三、四 (略)</p> <p>○火薬類取締法施行規則 (製造営業の許可申請)</p> <p>第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長(火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。)第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事(当該製造所が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長)。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。)に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。</p> <p>2、3 (略) (危害予防規程)</p> <p>第六条 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 法第二十八条第一項の規定による危害予防規程の認可を受けようとする者は、様式第二の危害予防規程(変更)認可申請書に危害予防規程(変更のときは、当該変更の概要を記載した書面)を添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。</p> <p>9 (略)</p>					

[保安の確保のための組織及び方法その他経済産業省令で定める事項]

○火薬類取締法施行規則

- ・第6条第1項から第8項（法第28条第1項関係）

[技術上の基準]

○火薬類取締法施行規則

- ・第4条第1項及び第3項（法第7条第1号関係）
- ・第5条第1項及び第3項（法第7条第2号関係）

○告示

- ・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年通商産業省告示第58号）
- ・避雷装置の位置、形式、構造、材質等を定める告示（平成27年経済産業省告示第145号）
- ・火薬類取締法施行規則第三十一条の三の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年通商産業省告示第76号）
- ・火薬類取締法施行規則第4条第1項第5号の2の規定に基づき、粉塵爆発の危険性の高い金属粉を定める告示（平成16年経済産業省告示第118号）
- ・可塑性爆薬に含める物質等を定める告示（平成9年通商産業省告示第548号）
- ・火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成10年通商産業省告示第149号）
- ・十六歳以上十八歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成18年経済産業省告示第69号）